

マルナカ観音寺中出店B敷地（No.1368）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月8日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		名 称	株式会社フジ
		住 所	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
		代表者	山口 普
大規模小売店舗の名称及び所在地		名 称	マルナカ観音寺中出店B敷地
		所在地	観音寺市柞田町字中出甲513番 外
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		未定	
大規模小売店舗の新設をする日		令和8年3月30日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,780 m ²	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位 置	図面3建物配置図 参照
		収容台数	83台
	駐輪場の位置及び収容台数	位 置	図面3建物配置図 参照
		収容台数	74台
	荷さばき施設の位置及び面積	位 置	図面3建物配置図 参照
		面 積	53 m ²
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置	図面3建物配置図 参照
		容 量	10.8 m ³
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻	午前0時
		閉店時刻	午後12時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	24時間	
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	位 置	図面3建物配置図 参照
		箇所数	2箇所
		午前6時から午後10時まで	

2 届出年月日 令和7年7月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 観音寺市経済部商工観光課

縦覧期間： 令和7年8月8日から令和7年12月8日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和7年12月8日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ